ISSN 2189-9126

国際開発研究フォーラム
FORUM OF INTERNATIONAL DEVELOPMENT STUDIES

研究論文
ARTICLE

アイヌ政策の分析枠組み

――強制された「共生」の構造――

東 村 岳 史

Analytical Framework of the Ainu Policy:
Structure of Forced "Co-existence"

Takeshi HIGASHIMURA

47-8
名古屋大学大学院国際開発研究科
GRADUATE SCHOOL OF INTERNATIONAL DEVELOPMENT
NAGOYA UNIVERSITY

『国際開発研究フォーラム』47-8（2016. 10）
Forum of International Development Studies. 47-8 (Oct. 2016)

アイヌ政策の分析枠組み

――強制された「共生」の構造――

東 村 岳 史*

Abstract

This article aims to provide a useful analytical framework for extracting the characteristics of the recent Ainu policy put in place by the Japanese government. The Japanese government abolished the Former Native Protection Act and established the Act on the Promotion of Ainu Culture in 1997; it has accelerated its new Ainu policy in recent years under the Council for Ainu Policy Promotion. The Council has formed industry-academia-government collaborations that include the participation of the Ainu Association of Hokkaido, and there seems to be an interdependent structure between the Council and the Ainu Association, and between the Ainu Association and physical anthropologists. Though there has been strong criticism of the policy, especially about the idea of the "Symbolic Space for Ethnic Harmony", part of which plans to gather Ainu bones that were brought and stored in Japanese universities against the will of the Ainu, the collaborative and interdependent structure proceeds to the opening of the "Symbolic Space" in 2020. While hate speech denying the existence of the Ainu People has been uttered by some right-wingers, criticism of it ironically supported the direction of the current Ainu policy as institutionalized racism. This structure embodies forced "co-existence" which does not allow the Ainu to quit the current political scheme.

1　はじめに

本稿の目的は，近年の日本政府のアイヌ民族に対する政策（以下アイヌ政策とする）を特徴づける性格を抽出することである．1997年に北海道旧土人保護法の廃止（1899年制定）と引き換えに通称アイヌ文化振興法が制定されたことが，時代を画する出来事であることは衆目の一致するところである．アイヌ文化振興法制定前夜から今日に至るまでの期間を対象とし，特に現在政策検討の中心である「アイヌ政策推進会議」に重点を置いて政策とアクターの動向，構造，性質などを分析したい．

近年の政策動向に関しては，すでに手厳しい批判が一定数存在する．たとえばもっとも最近のまとまったものとしては，『人権と部落問題』881号（2016年2月）の「特集　アイヌ民族問題を考える」に掲載された諸論考や北大開示文書研究会編（2016）『アイヌの遺骨はコタンの土へ』があげられる．政府や関与する研究者に対する批判の主旨としては，筆者もこれら諸論考の論者と意を同じくする．ただ，これまでの先行研究では，アイヌ政策がどのような体制から生み出されているのか，それゆえにどのような性格を帯びることになったのかを掘り下げられていないように思う．本稿での筆者の関心は，それを描き出すことにある．以下では，2．で記述分析の鍵

* 名古屋大学大学院国際開発研究科　教員

概念を説明した上で，3．で政策動向の時系列的な変化を概説し，4．で政策の特徴的な構造や性質を分析する．

ただ，本稿にはいくつか不十分な点が残ることを最初にお断りしておく．まず，紙幅の都合で詳細な検討を省いており，素描的である．また，筆者が外部からの観察者にすぎないため，政策の意思決定過程等の内部情報に通じておらず，推測に基づく仮説的な説明にとどまっていることである．もっとも，これらの不十分な点を差し置いても，本稿は，アイヌ政策の分析枠組みを提示することで構造的問題を可視化するのに貢献すると考えている．

2　鍵概念の説明

2.1　アイヌ政策複合体

本稿で筆者が使用する分析概念は，核エネルギー政策関連分野（原発，核燃料サイクルや廃棄物処理）の研究から着想を得ている部分が大きい．そのような着想は筆者だけにはとどまらないようである．たとえば，上述の『人権と部落問題』881号にも寄稿し，近年政府批判をくりかえしている丸山博は，『北海道新聞』2012.3.12「『多数派』に正義はあるのか／ムラの論理アイヌ政策にも」で，「原子力ムラ」に言及しながらアイヌ政策を推進する側の構造的問題点を指摘している．丸山は，あるダム建設計画において推進派が強圧的に「多数派」を形成し反対派の意見を鎮圧している事例から話を始め，「同じことは原発建設においてもいえる．昨年の福島第1原発事故以来，『原子力ムラ』といわれる利益共同体の存在が明らかになった」とし，それと同様の構造的欠陥をアイヌ政策推進側にも見出す．「アイヌ政策の欠陥は，それを支えた日本の研究がムラの中で行われ，『多数派』の正義から抜け出していないことを象徴している」と丸山は一文を結んでいる．

丸山の主旨には筆者も同意するし，丸山が自ら帰属する研究者のあり方を自省的に考察に含めている点で，その真摯さには疑いはない．ただ，本稿では筆者は「ムラ」を否定的な意味合いで使うことは避けたい．その理由は，高知県窪川町で原発建設計画を「もみ消した」人々を描いた猪瀬浩平の見解に賛成するからである．猪瀬は，「原子力ムラ」が中央の組織を差す場合でも原発立地（計画のある）地元を差す場合でも，自明の前提として「ムラ」が閉鎖的・保守的なものと見なされ，特に後者に対しては前近代的なイメージが押しつけられるという（猪瀬2015：8–12）．猪瀬の批判は，原発を阻止した地元の論理は「ムラ」の前近代性＝閉鎖性・保守性を前提とした議論では説明できないという点から来ており，筆者も共感する．それに加えて猪瀬の議論を敷衍すると，中央の組織に対しても安易に「ムラ」と名付けるべきではないという論点を提示できる．後述するように，たしかにアイヌ政策を推進する側に閉鎖的な特徴は認められる．しかしながら，それは前近代性から来ているというよりは，むしろ形容矛盾かもしれない「近代的閉鎖性」とでも呼ぶべきもののように思われる．換言すれば，閉鎖性や保守性を前近代的特徴として出発するのではなく，むしろ近代官僚的機構によって生じた閉鎖性をとらえる必要がある[1)]．そのため，「ムラ」に付随する既存の揶揄的イメージを払拭する目的で，本稿では，内閣府に設

置されたアイヌ政策推進室を中心としたアイヌ政策を推進するアクター群の構造を「アイヌ政策ムラ」ではなく「アイヌ政策複合体」と名付けることにする．

アイヌ政策複合体は典型的な産学官連携体制で，アイヌ文化振興法制定以前には見られなかった特徴である．これはアイヌ政策がある程度中央の主流政策の枠組みに組み込まれたことを意味する．その構造を説明する次の鍵概念が「主流化と周辺化」である．

2.2　主流化と周辺化

アイヌ政策は，中央の政府機構からすれば，長年優先順位の低い課題でしかなかった．特に旧土人保護法が死文化していたといわれる時代においては，一地方課題として扱われ，国政的な課題として議論されることはまれだった．周辺化というのはそのような位置づけをさす．現在の内閣府アイヌ政策推進会議が政策の目的の一つとして「国民理解」をあげているのも，周辺化されてきたがゆえに国民の理解が遅れているという認識に立つものだろう．それがアイヌ文化振興法制定後は徐々に風向きが変わり，中央の政策課題として一部では認識されるようになってきた．たとえば，2020年東京で開催されるオリンピックに合わせて「『日本型』先住民族政策」を打ち出し,「おもてなし」にアイヌ文化を動員しようとする政策意図が見られる．これが主流化である．

ただし，主流化は周辺化からの一方通行の流れとして進行しているのではなく，主流化と周辺化は絶えずせめぎ合うベクトルのような力学として作用し，あるいは政府の都合に応じて使い分けられる．また，中央での認知度を高める主流化が必ずしもポジティブな影響をもたらすわけではない．主流化にともなって関連予算が増加すると,金のつかない時代には考えられなかった「利権」という言葉が，アイヌの存在自体を揶揄する言説として流通したりもする．ともあれ，周辺化されていた政策課題が主流化される際，構造的変化が生じる．中央の政策課題の軌道に乗せる手順として，有識者懇談会が設置され，答申を出し，それを受けて政府が対策を講じるという段取りである．その具体的な推移については後述する．

2.3　政策の変容段階と共依存構造

構造的変化を時系列で表現すれば，政策が段階を追って変容する過程であるともいえる．これも2.1と同様，核エネルギー政策に関する研究から示唆を得ている．青森県むつ小川原開発地域の六ヶ所村の核燃料サイクル施設について，社会学者の舩橋晴俊は「開発の出発点においては，工業開発による県民の所得の向上というビジョンが提示されていたのに，なぜ，あまりにも異なるこのような帰結（「核のごみ」の集中処分場：引用者補足）が生じてきたのであろうか」という問いを立てた．そして「誘致型開発」「従属型開発」「危険施設受け入れ型開発」「放射性廃棄物処分事業」の四段階をたどって現在に至ったと整理し，「それぞれ一つ前の段階が，次の段階が登場する条件となってきた」と見る（舩橋・長谷川・飯島2012：86）．アイヌ政策の場合とはもちろん事情が異なるものの，開発や施策の性格が段階を追って変容し，当初のビジョンとは異なる帰結を招く，という見立ては示唆的である．旧北海道ウタリ協会（現北海道アイヌ協会）が立案した「アイヌ新法」（1984年）は民族の自立（自立の中身は何かという問題は残るとしても）

を目指したものだったのに対し，現行の政策の行き着く先はそれとはかけ離れたものに見えるとしたら，そこに至る間に，後戻りできないような段階的楔があるのではないかと推測できるからである．

また，舩橋が提示する「社会的共依存」という概念も示唆的である．「『社会的共依存』とは，社会関係の中で，一方の主体（青森県と六ヶ所村）が，他方の主体（政府・電力業界）に従属的に協力しつつ依存しており，その依存関係を断ち切られれば，自立が困難である状況にありながら，後者は逆に前者の協力を不可欠としているため前者の要求に拘束されており，前者の意向に縛られた選択しかできなくなっている状態」をいう．「現状は『政府の方針に青森県が従属している』という把握が妥当すると同時に，『政府全体の方針決定が，青森県のミクロ的利害関心に制約されている』という把握も妥当する」状態である（舩橋・長谷川・飯島2012：106）．この二者関係を北海道アイヌ協会とアイヌ政策推進会議に置き換えてみると，それなりの類似性が見られるというのが筆者の観察である．異なるのは，アイヌ政策推進会議は「前者（アイヌ協会）の要求に拘束されて」いるということはなく，力関係では圧倒的に優位に立ち，「アイヌ新法」に見られたような民族の権利に関する対策を切り捨てている．しかしながら，アイヌ政策が中央の政策課題となった後でアイヌをまったく排除して政策を推進するわけにもいかず，その点で両者は共依存構造を形成しているともいえるのである．

2.4　制度化されたレイシズム

共依存的ながら対等ではない，非対称的な構造については，（周辺化と合わせて）「制度化されたレイシズム」概念が有効である．この概念は板垣竜太の論考から借用している．板垣によると，「制度化されたレイシズム institutional racism」はもともとはアメリカの黒人運動のリーダーであったカーマイケル（Carmichael）らによって提唱されたもので，「これは『私はレイシスト』ではないといいながら，差別的な政策を支持したり，不均衡な社会構造のなかに安住したりする人々の問題を明るみに出すために提示された概念であり，各個人の意識・行為・態度にかかわらず，社会において確立された力に由来し構造的に機能するレイシズムのことをいう」（板垣2015：12）．板垣の問題意識は，日本国内の在日コリアンに対する差別事件，特に2009年の京都朝鮮初級学校襲撃事件やヘイトスピーチの頻発といった事態に直面し，それを歴史的・構造的にとらえようとしているところにある．

在日コリアンの場合とは異なるとはいえ，アイヌ民族に対する制度化されたレイシズムも歴史的・構造的に変遷する．2.2で述べたように，アイヌ政策が中央の政策課題となるにともない予算がつくのに対して，「利権」を騙るヘイトスピーチが発せられたりするという事態である．レイシズムは表面化した差別・問題発言のみならず，それを生み出した土壌に目を向ける必要がある．それは構造的に「制度化」されたものであるというのが本稿の視点である．

以上が鍵概念についての説明である．次節以下は以上の鍵概念を用いて20年あまりの政策動向を記述分析していくことにする．

表1　略年表

1984年5月：北海道ウタリ協会「アイヌ民族に関する法律（案）」（アイヌ新法）を総会で決議
1988年8月：北海道の「ウタリ問題懇話会」新法の制定を国に要請
1995年3月：「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」設置
1996年4月：「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書
1997年5月：北海道旧土人保護法廃止，アイヌ文化振興法（通称）制定
（1999年7月：アイヌ民族共有財産裁判札幌地裁提訴～2006年3月最高裁上告棄却）
2007年9月：「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択
2008年6月：「アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議」採択
7月：「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」設置
2009年7月：「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書
12月：「アイヌ政策推進会議」発足
2010年3月：「民族共生の象徴となる空間」「北海道外アイヌの生活実態調査」両作業部会設置
2011年6月：両作業部会から報告書提出
8月：「政策推進作業部会」設置
2012年7月：「民族共生の象徴となる空間」基本構想
（2013年9月：2020年東京五輪招致決定）
2014年6月：「アイヌ文化の復興等を促進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針について」閣議決定

出典：アイヌ政策推進会議のホームページ[2)] を基に筆者作成

3 「アイヌ政策複合体」の形成――有識者懇談会から政策推進会議へ

3.1　形成初期――「アイヌ新法」から「アイヌ文化振興法」へ

北海道ウタリ協会が総会で「アイヌ新法」を採択するのは1984年のことである．この案は北海道知事の諮問機関を経て1988年には国政へと提案されたが，自民党政権下では進展は見られなかった．動き出すのは，社会党と新党さきがけ，自民党の連立政権が誕生した1995年以降である．当時の内閣官房長官五十嵐広三は，旭川市長時代に旧土人保護法廃止を全道市長会議で提案したことがありアイヌとのつながりが強く，そのせいもあって積極的だったものと思われる．また，1994年には五十嵐とも親交のあった萱野茂がアイヌ初の国会議員となり，機運が訪れていた．五十嵐は「ウタリ対策のあり方に対するに関する有識者懇談会」（以下「ウタリ対策有識者懇」）を設置，答申を出させてからそれをベースに法制化を目指すという手法を採用した．これは他の政策案件でもしばしば観察されることで，内閣が重要な政治課題と認識している案件のうち，国会での審議にかける前に自分の思うような道筋をつけるために「有識者懇談会」や「問題審議会」といった名前を冠した私的諮問機関を設置，政策誘導する．法令上設置の根拠はなく（西川2007），それが「私的」といわれる理由であるが，実際には内閣の意向を強く反映した答申が提出されるのは他の事例からも明らかである．

この「有識者懇談会」方式は，その後のアイヌ政策の進展をはかる際にも踏襲されることにな

る．アイヌ政策のように，多くの国会議員にとってなじみの薄いと思われる政策課題すなわち周辺化された課題について，主流化の軌道に載せるために中央政府にとっては必要な段階と手順なのである．

「ウタリ対策有識者懇」答申は，旧土人保護法の廃止に代わる新法制定の必要性は認めたものの，その中身については，「アイヌ新法」に盛り込まれていた「民族自立化基金」や国会における民族議席の確保といった点は認めず，「文化振興」に特化した内容を提案した．土地や自治といった権利条項を認めることは日本の文脈には合わないとされ，これは後年「『日本型』先住民族政策」（常本2011）が唱えられる元となる．

簡単にまとめると，初期段階では主流化を実現させるための最初の橋渡しとして「ウタリ対策有識者懇」の設置から「アイヌ文化振興法」の制定までが実現された．この段階では，ウタリ協会の民族の権利を盛り込んだ内容が「文化振興」に限定されるという重要な変容が見られる．ただし，この「ウタリ対策有識者懇」にはアイヌの委員が含まれていなかった点にうかがわれるように，この段階ではまだ共依存構造は形成されていなかったし，産学官連携でもなかった．

「アイヌ文化振興法」の制定にともない，その実施機関としてアイヌ文化振興・研究支援機構が設立され，中心的な役割を担うようになる．同機構には文化関連事業に予算がつくこともあって，「文化」を冠した様々な行事やイベントが開催され，一部のアイヌは「文化アドバイザー」として登録され謝金を受け取るようになった．

「アイヌ文化振興法」制定で一息ついた感があったせいか，その後国政で大きな進展を見るまでには10年ほどを要した．その間生じたことは，「文化振興」の枠内でのパイの拡大とパイの奪い合いである．大型プロジェクトの中心となったのは，「イオル構想」と呼ばれるもので，いわゆる伝統的な狩猟採集テリトリーをさすイオルを現代に復活させようという事業が，白老，平取，旭川，帯広などで立案計画された．その後イオル構想は白老における「民族共生の象徴となる空間」へと変容していく．

この間の段階的変容に関わる出来事の一つとして，アイヌ民族共有財産裁判をあげることができる．これは北海道旧土人保護法下で北海道によって管理されていたアイヌ民族の共有財産が，保護法の廃止にともない，管理の経緯も不透明なまま一方的に「返還」処分されようとしたことに対して抗議する有志が起こした訴訟である．しかしながら，北海道ウタリ協会は，アイヌ文化振興法を受け入れた立場上処分を認めないわけにはいかないとし，裁判支援に積極的に関わることはなかった（「アイヌ民族共有財産裁判の記録」編集委員会編2009：43-44）．この経緯は，ウタリ（アイヌ）協会が政策側に取り込まれていく変容段階の一ステップを示すものと筆者は認識している．

3.2　政策発展期――アイヌ政策推進会議の設置と「民族共生の象徴となる空間」

アイヌ政策がその後大きな進展を見せるのは，「アイヌ文化振興法」制定後10年余りが経過してのことである．2007年に国連で「先住民族の権利宣言」が採択されると，翌2008年には日本の国会でも「アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議」が採択され，それを受けて政

府は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」（以下「アイヌ政策有識者懇」）を設置した．「アイヌ政策有識者懇」は2009年に報告書を提出，これに対しては「アイヌ政策有識者懇」の委員でもある北海道アイヌ協会の加藤理事長は満足の意を示し，「『満額回答』に近かった」旨を述べたと報じられている（『北海道新聞』2009.7.30「＜共生への一歩　アイヌ有識者懇報告　上／現実路線／先住権外し『満額回答』」）．ここに盛り込まれた提言に基づき，内閣府は「アイヌ政策推進会議」を設置，新たな施策の展開を審議する機関として現在まで継続している．

ここでその構成を見ていくことにしよう．1995年に設置された「ウタリ対策有識者懇」は7人でアイヌの委員はおらず，2008年に設置された「アイヌ政策有識者懇」では8人で，「ウタリ対策有識者懇」と似ているが北海道ウタリ協会から理事長がアイヌの委員として加わった．「アイヌ政策有識者懇」の答申を受けて設置されたアイヌ政策推進会議・内閣官房アイヌ総合政策室では，13人の委員（2016年2月時点，座長・座長代理を除く）の中にアイヌの委員が増え，また産学官の産を代表する委員が1人加わった．産の委員は人数では少ないものの，実際には委員の配分比以上に産学官の連携は構築され始めている．政策推進会議の下にはさらに作業部会が置かれ，このうちの二つ「『民族共生の象徴となる空間』作業部会」（6人）と「『北海道外アイヌの生活実態調査』作業部会」（6人）は報告書を作成して終了している．現在も活動中なのは「政策推進作業部会」（11人，2016年2月時点）である．「政策推進会議」が2011年以降年1回計8回しか開催されていないのに比べ，「政策推進作業部会」の方は計25回開催されており（2016年5月現在），実質的な討議は「政策推進作業部会」が中心であると見ることができる．

現在アイヌ政策推進会議で中心的に検討されているのは，「民族共生の象徴となる空間」建設に向けての作業である．これは前述のイオル構想を拡大展開したような内容で，基本構想では白老町の中核区域の中に博物館等の文化施設を設立し，文化伝承や調査研究の拠点とすることが目されており，2020年の東京オリンピックに合わせて完成が予定されている．ただ，「民族共生の象徴となる空間」には元のイオル構想からは生じえないものが追加されていた．それが日本各地の大学・博物館等に保管されてきたアイヌ遺骨を集約して慰霊する施設を建設するという案である．かつてアイヌの意に反して研究者が収集したアイヌ遺骨[3)]を一箇所に集約するという構想については強い批判が存在するが，にもかかわらず計画は進行中である．

この点で注目すべき委員は，「『民族共生の象徴となる空間』作業部会」と「政策推進作業部会」の二つに関わっている篠田謙一（国立科学博物館）である．篠田は「政策推進会議」本体の委員でこそないが，「民族共生の象徴となる空間」の目玉の一つが各大学・研究施設に置かれているアイヌ人骨の集約施設であり篠田の専門（分子人類学）と密接に関連していること，「『民族共生の象徴となる空間』作業部会」報告書を受けて「政策推進作業部会」での議論が進められていることからして，両方の委員であり重要な論点に関わっている論者である．

なぜ篠田が政策推進会議のメンバーとして加わったのか，外部者には理由は定かではないが，篠田の名前がアイヌ政策に関連する話し合いの中で登場するのは，「アイヌ政策有識者懇」第5回（2009.2.26）である[4)]．その後に「アイヌ政策有識者懇」の報告書が提出され「象徴空間」に人骨集約施設建設の案が継続審議されていることから判断すると，遺骨の扱いは「アイヌ政策有

識者懇」の討議の遅くとも後半になって論点の一つとなり，現在の政策推進会議に引き継がれ，その専門家として篠田が招き入れられたものであろう．

4　アイヌ政策複合体の基本構造と特質

4.1　アイヌ政策推進会議の「有識者」性と近代的閉鎖性

アイヌ政策推進会議は，いちおうは「アイヌ政策有識者懇」とは別組織である．しかしながら，「有識者懇」の報告書に基づいて政策推進会議が設置されたことからしても，両方に参加しているメンバーがいることからしても，連続しているのは明らかで，その意味で政策推進会議も「有識者」性を帯びているものと本稿では見なしている．

アイヌ政策に限ったことではないけれども，ある問題や政策課題について「有識者」からなる組織が形成されるのは，それ以外の無識（無知）な人々には議論を任せられないという論理に基づく．もちろん，政策課題によって有識者の知見や判断が有効に働くことはあり，有識者からなる組織一般が非難されるべきものというわけではない．ただ，アイヌ政策をめぐる議論において特徴的なのは，それが従来から見られた二分法の区分を上書き・補強してしまうことである．一つは，和人とアイヌの間の文明／未開の線引き，もう一つは，アイヌのことをよく知っている和人有識者と無知な一般国民，である．前者については，「アイヌ政策有識者懇」報告書は「アイヌ民族に『非近代』の徴を貼り付けている」と指摘する瀧澤（2016：19）[5] の議論を敷衍すれば，政策推進会議もまた文明／非近代の二分法（文法）を引き継いでいるであろう．後者はアイヌ政策の課題の一つである「国民理解」としてぴったり重なる．つまり，メンバーを「有識者」と名付けることによって，メンバーとそれ以外の人間の間に有識／無知の区分をもたらすと考える方が言説分析としては適切であろう．

アイヌ政策推進会議の近代的閉鎖性は，一つにはこの出自自体に由来する．自らが「有識者」としてアイヌに対しても「国民」に対しても無知という前近代的イメージを押し付け切断処理していることが，反転して自らの閉鎖性を形作ることになっている．

もう一つの近代的閉鎖性は，議論の進め方や情報公開・操作のあり方にある．これもアイヌ政策に限ったことではないものの，各種の有識者会議や審議会は官僚の主導で運営が進められることが多く，議事録（アイヌ政策推進会議では議事概要）で公開される内容は事前の筋書きからはずれることはまずない[6]．アイヌ政策推進会議の議事概要は発言者の名前が記載されていない．内容からほぼ特定可能な発言もあるものの，匿名性が基本的に確保されている．議事概要の中には，政策の方向性に疑問を投げかけたり批判したりするような発言もあちこちにあり，この組織がもとより一枚岩ではないことも，潜在的な対立軸を抱えていることも垣間見えるのであるが，それでいてそれは匿名性により焦点化されることは回避されている．つまり，発言者個人が責任を問われない仕組みになっていて，責任の所在が曖昧化されているのである[7]．また，ある議事概要に突如，それまで言及されていなかった「DNAの作業部会」[8] が登場するなど，議事概要に登場した段階ではすでに路線が敷かれているような情報開示である．そのため，この会議に出席

していないアイヌにとっては不透明な進行に映るであろう．このように，アイヌ政策推進会議のメンバーは外部からは切断された形で情報を共有し，仲間意識＝共依存を強化することにもつながっているものと思われる．

4.2　産学官連携体制としてのアイヌ政策推進会議，共依存構造としての産学官連携

アイヌ政策としていまやどれぐらいの項目がリストアップされどのぐらいの予算がつくようになったのかを知るためには，たとえばアイヌ政策推進会議の第7回会議（2015年10月1日）で配布された参考資料3「『アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会』報告（平成21年7月）で提言された政策等の推進状況について」[9]や資料2「アイヌ政策の概要（平成28年度予算概算要求額）について」[10] を見るとよい．かつて北海道庁による「ウタリ福祉対策」や文化保存対策に細々とした予算しかついていなかった時代と比べれば，項目も予算も拡大した．

ただし2007年の国連決議，2008年の国会決議を経たものの，日本政府や「アイヌ政策有識者懇」，アイヌ政策推進会議は一貫して，国連の先住民族権利宣言を日本で実現することには否定的である．「アイヌ政策有識者懇」のメンバーでもあり，それ以前からアイヌ政策に関する発言を行なってきた常本照樹（北海道大学・憲法学）の持論は，多数派が受け入れられる政策を出さなければ実現されない，という主旨のものである．それは彼がアイヌ政策推進会議のメンバーとなった後でも変わらず，「海外の先住民族と同様の権利や地位を，何から何までアイヌ民族に認めるべきだとは考えていません」，「日本国民の中のアイヌという属性を持った人々の幸福を，ひとまず現状の日本社会で適切かつ少ない副作用で実現しようというのが，考え方の基本です」と述べている（常本2013：15）．「少ない副作用」という言葉に常本の視点がよく反映されている．また，常本の同僚として北海道大学アイヌ・先住民研究センターに勤務する落合研一も「このような象徴空間構想は，国連宣言を十分に尊重するための必要条件ともいいうるのであって，国連宣言の内容からかけ離れているものではないように思われる」（落合2013）と述べ，遠回しながら政策推進会議の方針を支持している．

アイヌ民族の権利には冷淡であるアイヌ政策推進会議が，日本社会に受け入れられやすいものとして推進しているのが，産学官連携による観光である．その代表的な取り組みとして「イランカラプテキャンペーン」があげられる．イランカラプテはアイヌ語で「こんにちは」の意で，2013年8月から，内閣，省庁，道，アイヌ協会などが参画し，サポーター企業を募って「高まりつつあ」る「アイヌ文化」への関心を軸として展開しているものである[11]．同キャンペーンに参画する北海道開発局の広報誌『開発こうほう』に掲載された座談会「アイヌ文化で広がる北海道の観光――多文化共生で魅力あふれる北海道」には，アイヌ政策推進会議のメンバーでもある大西雅之（鶴雅グループ代表：産の代表）や本田優子（札幌大学副学長）も出席し，観光推進のために各界が協力していこうという機運を盛り上げているさまがうかがえる（大西ほか2012）．「多文化共生」というスローガンの下で「国民理解」を促進するためにイメージ戦略が先行している[12]．東京オリンピックに合わせて「民族共生の象徴となる空間」をオープンさせようとしているのもその延長である．

このように，観光事業は，それまでのアイヌ政策では見られなかった産学官連携の共依存構造を形成しつつある[13]．ただ，共依存構造の形成は複合的でもあり重層的でもある．産学官の三者関係全体が共依存構造をなしているといえるし，二つのアクター間の関係に共依存構造を見てとることもできる．前述のように，アイヌ政策推進会議とアイヌ協会の関係がそうである．ここではさらに，アイヌ協会と人骨研究者の関係について少し見てみたい．

研究者は，アイヌ協会に対して遺骨の利用を「お願い」しなければならないと考えれば，一見研究者の方がアイヌ協会に対して従属しているかのように映るかもしれない．過去の収集の経緯を考えれば，アイヌ側には断るだけの十分な理由もあると思われる．しかし，実際には両者は目的を共有していると思われるふしがある．2014年8月9日に「国際先住民の日」の記念事業としてアイヌ協会が開催したシンポジウム「アイヌ人骨の返還・慰霊のあり方／先住民族の人権――責任と公益」では，篠田謙一や百々幸雄らが招かれて講演した（殿平2016）．その後のアイヌ協会の理事会議事録では，「アイヌ民族が先住民族であるということは，研究なくしてはあり得なかったということが，八月九日の先住民の日記念事業でも明確になったと思う」と記されていたという（植木2016：112）．つまり，篠田や百々の行なう遺骨・DNA研究がアイヌ民族の存在証明として役立っている，という認識である[14]．このような認識であれば，アイヌ協会と研究者の間の関係は互恵関係であり，共依存構造をなしている，したがってアイヌ協会としては遺骨集約施設の推進に賛成する，ということになろう．まさしく「骨がらみ」の関係である．

実は，DNA研究がアイヌの存在証明として役立つという研究者の主張（理屈）は，もう少し古いところまでさかのぼる．拙稿（東村2002：235）では，十数年前に「アイヌを名乗る人が世界中からドンドンやって来るのを防ぐためにも，DNAの共通性で科学的に証明することが必要と訴え」た研究者の発言を紹介した[15]．いつかははっきりしないが，このような主張をある時点でアイヌ（ウタリ）協会が受け入れ，遺骨の研究利用に協力する姿勢を示すようになったと推測できる．そして上述のように，篠田が「アイヌ政策有識者懇」のヒアリングに招かれ，アイヌ政策推進会議の一員となったのである．この点について，手島武雅は2011年の時点で早くも「現在の『象徴空間』の施設建設計画と研究推進の議論が，奪われた遺骨の包括的かつ詳細な実態が把握されて広く当事者に提示されないままに，そして異なる要望を無視ないし排除する形で進められている」と危惧の念を示し（手島2011：6），その上で次のようにも指摘した．「恒常的な政治的マイノリティの要求は『多数者の利益』との一致によって実現することが『現実的』であるという主張は，その過程がマイノリティの要求からかけ離れて推進され始めた時にマイノリティ独自ではそれを阻止する力を持たないという危険性を正視していないのではなかろうか」（手島2011：7）．この批判は基本的には研究者批判として書かれているものであるが，今となってみれば，篠田ら人骨を利用したい研究者の利益や，多数派に受け入れられる政策をという常本の主張に沿うかのようなアイヌ協会の姿勢についての懸念としても私には読める[16]．

実際には篠田ら人類学者の利益とは多数派の中の少数集団の利益でしかない（手島2011：7）．そのこと自体が周辺化の構造の反映である．しかしながら，篠田が政治的・社会的な力を有するために政策の方向性を誘導する力となっているように見受けられる．社会的な力は後述するマス

メディアの影響力もその一部と考えられる．

4.3　主流化と周辺化，および制度化されたレイシズム

アイヌ政策推進会議に焦点を当てようとするとき留意しておかなければならないのは，アイヌ政策推進会議自体が日本の政治シーン全体から見れば周辺に置かれ続けるという構造である．有識者懇談会を設置したような政策課題のうち，もちろん多くの国民・住民に注目され関心を継続的に寄せられるような問題もあるが，アイヌ政策は以前と比べて主流化を果たしたとはいえ依然として国民の大多数からすれば関心の薄い話題でしかない．その意味では，政策目標の「国民理解」は永続的課題としてあり続ける（またそれは，「国民理解」がいまだ不十分であるからさらなる施策と予算が必要である，という理由付けにもなるという循環構造を形作る）．さらに，政策推進会議の議論に目を奪われると忘れがちであるが，委員の篠田謙一はNHKや岩波書店（篠田2015）といったメジャーな媒体での露出の場を確保している．NHK「教科書が変わる！？日本人のルーツをさぐる旅」（2015.12.27放送），同「サイエンスゼロ　No. 540日本人のルーツ発見！～“核DNA”が解き明かす日本人」（2016.4.3）など．本やテレビ番組のタイトルから明らかなように，篠田の研究の中心は「日本人の起源」をDNA研究によって明らかにすることにあり，その比較対象としてアイヌのDNAも動員される．そのため多数派の関心を引きやすいのである．国民大多数からすれば，これらのメディアでの篠田の像や発言こそが目に留まりやすく影響力のあるものである．さらには，政府に対して批判的スタンスの強い独立系メディアにおいても篠田は肯定的に報道されている（岩上・篠田2015など）．

主流化と周辺化という論点にも関わってくるのが，制度化されたレイシズムである．2014年夏，札幌市議会議員の金子快之（やすゆき）がツイッターで「アイヌ民族はもういない」「利権を行使しまくっている」旨の発言を行ない，大きな批判を浴びるという出来事があった．金子は自民党札幌市支部連合会に所属していたが（その後除名，落選），この発言には自民党支持者と思われる層からも批判が出た．政府の反応としては，菅官房長官が「極めて残念だ」と述べ，政府のアイヌ政策への取り組みを強調した（筆者の記憶でも，インターネットでの反応は，菅の発言を引きながら，「金子は自民党員のくせに自党の政策も知らないのか，ちゃんと勉強しろ」といったものが多かったように思う）．菅の発言について，「北海道アイヌ協会の阿部一司副理事長は『アイヌ民族は昔から日本人のことを『シ・サム（良き隣人）』と呼んできた．菅氏の発言はありがたい．（金子氏は）アイヌ民族について正しい歴史を学び，良き理解者になってくれることが謝罪だと思う』と語った」そうである（『北海道新聞』2014.8.26「菅氏，金子市議の書き込み批判／道アイヌ協が評価」）．阿部はアイヌ政策推進会議のメンバーでもある．

金子市議の暴言，それをたしなめる菅が「シサム」呼ばわりされ政策が正当化されるという展開は，筆者の目には深刻な構造的問題を露呈しているように思われたが，少なくともマスメディアでそれを指摘する報道は見られなかった．これまで述べてきたように，遺骨集約を含め問題の多い施策が，菅の発言と共に，そして菅に対する感謝（賛美）の発言と共に肯定されてしまっているのである．別言すれば，金子の存在は政府の施策とは関係ないものとして切断処理されてい

る．金子のような「はねっかえり」（無知）の存在は，政府（有識者）の方針を推し進めるのにむしろ好都合ですらある．金子の無知が政策推進会議の「有識者」性の存在意義を肯定するからである．篠田の例と同じく,「主流」国民にとっては「周辺」の議論の問題は認識されていない．

金子の発言はもちろんヘイトスピーチの部類に入るが，それを批判する菅が代表する政府の認識も歴史修正主義的である[17]．歴史修正主義はヘイトスピーチの基盤でありながら,「歴史修正主義の言説を為政者自ら放言し，それをヘイトスピーチから切り離す」（朴2015：57）様態については，在日コリアンによって指摘されているのと同様なことがアイヌ政策についても起きている．菅や政府を支持する人々は「私はレイシスト」ではないと思っているであろうが，人骨問題のことなどよく知らぬ間に，結果的にはそのような政策を肯定しているのである．これこそが板垣のいう「制度化されたレイシズム」の構造に当たるだろう．

4.4　強制された「共生」

以上のようなアイヌ政策複合体とそれを取り巻く構造について,筆者は「強制された『共生』」を形成していると考えるに至った．その含意について説明したい．

2000年代前半，日本社会における「アイヌ文化」表象と受容をめぐって「共生」がキーワードになっていると筆者は論じたことがある（東村2002）．その際「共生」の中身としてあげたのが,「自然との共生」,「縄文人（文化）」起源論,「多文化共生」の三つの要素であった．10年以上前の論考であるが，基本的な構図としてこれらの三要素は現在でも引き継がれていて，ある意味では一層強化されているといえる．「自然との共生」について本稿でふれる余裕はないが,「起源論」については篠田を代表とする議論がさらに人々の関心をひくようになっているし,「多文化共生」は行政のスローガンとして浸透してきているからである．

かつて，アイヌ民族と長年親交がある哲学者花梟崎平が「共生」を提唱した当初は,「共生」概念はアイヌに対する差別が根強い日本社会に対する批判や変革の意味合いが込められた言葉であった（花崎1993）．それが行政用語としてラディカルさは脱色され，歴史的な反省や謝罪，権利確立といった論点は抜きにして，なんとはなしに“なかよくしましょう”という意味合いに変色させられている．上述のように，観光事業と連携して「共生」がうたわれ，肯定的で楽しげな「共生」が展開されている．

「共生」が差別や分断といった言葉とは反対の概念としてもっぱら理解されることから,「共生」は表面的には否定できない価値観と受け取られる向きが強いだろう．しかしながら，現行の「共生」は政府によって換骨奪胎され,アイヌにとっては「共生することを強制された」概念である．アイヌ政策推進会議が立ち上げられて以降アイヌの委員が増加したことは，一部から見ればアイヌの発言権が増したと肯定できる面があるかもしれない．が，筆者の見立てでは,「共生」を楯にアイヌが降りることを許さない仕組みとなっていて，アイヌ政策推進会議はそのような構造を体現していると思われる．降りるという選択肢が奪われている状態では,せいぜい可能なのは「共依存構造」を通して自らの利益を確保するよう行動することである．たとえば，DNA研究によって起源を明らかにすることがアイヌの先住民族としての存在証明を強化する，といった説をアイ

ヌ協会が受け入れれば，アイヌと研究者の間に共依存構造が見て取れる．ただし，遺骨の研究利用に反対する意見も根強く存在しているから，共依存構造は安定的なものとはいえず，また反対意見を持つアイヌからはアイヌ協会のアイヌ民族としての代表性に疑問が投げかけられる，そのような構図である．

5　おわりに

以上の議論を，本稿の鍵概念を用いてまとめ直すと以下のようになるだろう．政策の段階的変容を概略すると，「自立化要求型」といえる北海道ウタリ協会の「アイヌ新法」は「文化振興」施策へと変容し，さらにはその拡大発展版ともいうべき「民族共生の象徴となる空間」（「遺骨集約施設」を含む）へと展開中である．この間，国連の先住民族権利宣言採択など，当初の「民族の権利」追求が顧みられてもよい契機がありながら，もはやかけ離れた方向へと進んでいる．それをもたらした要因としては，中央の政策に取り入れられる形で一部主流化されながらも依然として周辺化された課題にとどまるという構造的問題があげられる．その構造は歴史的には制度化されたレイシズムを土台とし，現在にまで影響を及ぼしている．アイヌ政策複合体の中にアイヌ協会と産業界が参画し，産学官の連携および共依存構造を形成するようになったが，共依存構造の帰結としてもたらされたのは強制された「共生」状態である．

ただし，最初にお断りしたように，本稿の記述分析は素描に留まり，より詳細な検討を要する点が残されている．また，仮説的説明の説得力は今後の政策展開によっても検証されるだろう．たとえば，アイヌ協会が政府を批判して政策の方向性を転換させるとか[18]，アイヌ協会が政策推進会議から脱退するような事態が生じれば，共依存構造は仮構的なものだったか，強固なものではなかったという反証になるだろう．あるいは，アイヌ政策推進会議の共依存構造が強力であったとしても，外部からの批判がそのあり様に影響を与える余地は残されているだろう．本稿で指摘した構造的問題は，運命的な逃れがたいものとしてあるわけではない．その意味では，上述のより詳細な検討と合わせて，さらに政策展開を追って分析することも今後の課題である．

付記：本稿は手島武雅氏の議論に多くを負っている．文献リストの論考以外にも，氏の他の論考やブログ，また電子メールでのやりとりを通して，近年の政策展開について教えられたことは数知れない．草稿にコメントいただいたことにも感謝したい．また2名の査読者の有益なコメントにも感謝する．
なお，本稿は科学研究費（課題番号25380668）の成果である．

注

1）　筆者が「近代的閉鎖性」なる珍妙な造語を用いるのは，近代性＝進歩／前（非）近代＝未開の二分法的属性を自分（和人「有識者」）と他者（アイヌ民族）に付与している「有識者」たちの論調を批判したいため

でもある（cf. 瀧澤2016）．この点については後述する．

2） https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/policy.html（文献リストを含めURLの最終アクセスはいずれも2016年5月28日）

3） この問題点について詳述する紙幅がない．研究者の行状については植木（2008）参照．筆者も研究者の人骨収集の模様を報じた新聞記事を分析したことがある（東村2013）．

4） https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai5/5gijigaiyou.pdf

5） 瀧澤によれば，明治当初，北海道開拓使の「地所規則」によってアイヌ所有地が確保される可能性がなかったわけではないが，その後「地所規則」の根拠は奪われ，「地券条例」の発効というステージを経て，アイヌが土地から排除されたととらえている．それを報告書が「当時のアイヌの人々に近代的な意味での土地所有の観念がなく，所有権を認めてもかえって詐欺などにより失うおそれがあった」と書いていることを，「『非近代』の徴を貼り付けている」ものと批判しているのである．また，「『地券条例』から起こったアイヌ民族の苦難の事例を除去したうえで開拓使（政府）がアイヌの保護に配慮したかのように記述することは，歴史事実の叙述として平衡を欠いてい」（瀧澤2016：17）るというように，その認識は歴史修正主義的である．瀧澤は報告書の歴史記述の延長線上に教科書書き換え問題（注17）があると見ており，筆者も同意する．

6） 筆者が登録している別の政策課題についての情報共有を目的としたメーリングリストでも，官僚や「御用学者」による情報操作の指摘は枚挙に暇がない．

7） ここでも核問題の書籍から知見を借りると，「責任のロンダリング」（日野2016：207）という言葉が当てはまるかもしれない．筆者がここで「ロンダリング」というきつい言葉を借用しているのは，遺骨集約計画に反対している人たちには，集約＝「人骨のロンダリング」＝「責任のロンダリング」と映るであろうことを念頭に置いている．

8） 第23回政策推進作業部会（2016年2月25日）議事概要10頁．

9） http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/dai7/sankou3.pdf

10）http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/dai7/siryou2.pdf

11）http://www.irankarapte.com/index.html

12）また，これはアイヌ政策推進会議に直接関係するものではないが，根室市内の有志が「チャシガールズ」なるイメージキャラクターを創作し，「アイヌ」イメージを他者が見境なく動員していく例も現れている（http://houbundou.com/girls.html）．

13）査読者の一人から，「産学官といった場合のアイヌ協会の位置づけが不明確である．共依存関係の中にアイヌ自身も含まれるのだと思われるが，産学官連携という言葉がはたして適切であろうか」というコメントをいただいた．産学官連携は基本的にはマジョリティ側の構造をさすものなので，マイノリティ側がその中にぴったり取り込まれることはないというのが筆者の考えである．ただ，産学官プラスアルファのモデルが提示できればより説得的かもしれない．今後の課題としたい．

14）篠田の考え方については筆者は一貫して批判的である．篠田は近著でも「『人種』の定義を考えてみると，そもそもヒトにある膨大な数の生物学的な差違のすべてを分類の基準として採用することはできないことは明らかです」（篠田2015：176）とし，科学的概念としての「人種」を否定している．しかしながら，篠田は自分が否定しているはずの「人種」的発想に基づいた研究を行なっていると筆者は考える．同書の167頁には「北海道の各時代におけるミトコンドリアDNAハプログループの変遷」として「縄文〜続縄文」「オホーツク文化」「近世アイヌ」「現代アイヌ」別の分析結果が載せられているが，なぜ「近世アイヌ」「現代アイヌ」なのか．篠田（に限ったことではないが人骨研究者）は最初から「近世・現代アイヌ」には「和人」とは異なった体質があるという前提で分析しているのである（その「差違」を規定しているわけではないにせよ）．もし「人種」は関係ないというのであれば，「近世アイヌ」「現代アイヌ」というカテゴリーをはずして時代・地域別の変遷を示せばよいだけである．それをせずに，「アイヌ」を独自のカテゴリーとして用いるのは，何らかの身体的「差違」の観察を目的としているからにほかならない（彼はその「差違」を「人種」の指標としては用いないと抗弁するであろうが）．近年の「民族」概念が個人の帰属意識（アイデンティティ）を重視しているのに比べれば，篠田の発想ははるかに（依然として）人種的である．仮にそれが皮膚の色や骨格の違いではなく，DNAの違いを議論するようなものだとしても，である．

なお，篠田がアイヌ政策推進会議の委員であるため，批判が彼に集中してしまう傾向があるが，彼と共にアイヌ協会の「国際先住民の日記念シンポジウム」に招かれた百々幸雄も次のように述べていることを付記

しておく．「これまでアイヌは，日本人（和人）をはじめ諸外国の研究者から一方的に研究対象にされてきた．しかし今や，アイヌ自身が，アイヌ民族の歴史や周辺民族との交流史などを研究する時期にきているのではないかと思われる．アイヌの人たちの中から，自分たちのルーツを探るために人骨研究をやってみたいという人が出てきてくれないであろうか．アイヌと和人の人類学研究者が共同で研究をおこなえるような環境が整ったときにはじめて，和人によって非人道的な方法で収集されたとはいえ，アイヌ人骨が半永久的に保存されている意義が理解されるのである．アイヌ人骨を負の遺産としてだけ捉えるのではなく，正の遺産としても捉えられる時代がくることはないであろうか」（百々 2015：223，強調引用者）．百々も「非人道的な方法で収集された」ことを認めつつ，「半永久的に保存」と既成事実化し，集約保存推進の考えを放棄しない．

15）この点については，人類学者たちの人骨集約構想は，アイヌ文化振興法制定前後までさかのぼれるのではないかという指摘もある（手島2011）．

16）ただ，アイヌ協会自体が一枚岩ではなく，また協会内外を含め遺骨集約路線に反対するアイヌは潜在的には少なくないのかもしれないが，そのような意見／異見を封じ込めるような構造が根本的な問題なのであろう．

17）政府の認識を示すものとして話題となり批判の対象ともなったのが，中学校教科書検定で，明治政府が「アイヌから土地を奪った」という記述が（旧土人保護法で）「アイヌに土地を与えた」と書き換えるよう指示されたことだった（『北海道新聞』2015.4.7「歴史正しく伝わるか／アイヌ民族に『土地を与えた』」，『朝日新聞』2016.3.9「アイヌ民族から土地取り上げた→与えた　教科書記述変更」など）．

18）本稿をほぼ脱稿後（2016年4月），「生活支援へアイヌ新法」（『北海道新聞』2016.5.10という記事に接した．これまでのアイヌ政策が不十分であるという批判は込められているが，力点は「生活・教育支援」にあり，先住民族の権利を前面に掲げたものではないように見受けられる．ただ，アイヌ政策推進会議の第8回会議（2016年5月13日）で配布された参考資料「これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の在り方に関するラウンドテーブル（中間まとめ）」を見ると，倫理的に問題のある方法で収集された人骨その他の資料利用に制限をかけようとする方向性が見られる．今後の議論展開によっては篠田ら研究者の思惑通りには進まない可能性もある（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/dai8/sankou5.pdf）．

文献（新聞記事は本文中に記した）

「アイヌ民族共有財産裁判の記録」編集委員会編．2009.『百年のチャランケ――アイヌ民族共有財産裁判の記録』緑風出版．

百々幸雄．2015.『アイヌと縄文人の骨学的研究――骨と語り合った40年』東北大学出版会．

舩橋晴俊・長谷川公一・飯島伸子．2012.『核燃料サイクルの社会学』有斐閣．

花崎皋平．1993.『アイデンティティと共生の哲学』筑摩書房．

東村岳史．2002.「現代における『アイヌ文化』表象――『文化振興』と『共生』の陰」好井裕明・山田富秋編『実践のフィールドワーク』せりか書房：228-250.

――――．2013.「アイヌの頭蓋骨写真報道が意味するもの――過去の『露頭』の発見と発掘」『国際開発研究フォーラム』43：1-16.

日野行介．2016.『原発棄民――フクシマ5年後の真実』毎日新聞出版．

北大開示文書研究会編著．2016.『アイヌの遺骨はコタンの土へ――北大に対する遺骨返還請求と先住権』緑風出版．

猪瀬浩平．2015.『むらと原発――窪川原発計画をもみ消した四万十の人びと』農文協。

板垣竜太．2015.「レイシズムの歴史性と制度性」『法学セミナー』60（7）：12-13.

岩上安身・篠田謙一．2015.「『人類学者は『人種』という言葉を使わない』科学的無知に基づく人種差別の愚かしさ～岩上安身による篠田謙一氏インタビュー第2弾！」．http://iwj.co.jp/wj/open/archives/245971

西川明子．2007.「審議会等・私的諮問機関の現状と論点」『レファレンス』57（5）：59-73.

落合研一．2013.「『民族共生の象徴となる空間』構想の憲法的意義」『国際人権ひろば』108．http://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/sectiion3/2013/03/post-204.html

大西雅之ほか．2012.「座談会　アイヌ文化で広がる北海道の観光――多文化共生で魅力あふれる北海道へ」『開

発こうほう』592：8-19.
朴利明．2015.「ヘイトスピーチをめぐる運動における右傾化について」『人権と生活』40：56-59.
篠田謙一．2015.『DNAで語る日本人起源論』岩波書店.
瀧澤正．2016.「日本の国は『アイヌ民族に土地を与えた』か――「有識者懇談会報告書」（2009年）を吟味する」『ウレシパ・チャランケ』51：9-20.
手島武雅．2011.「『古人骨』研究体制整備とアイヌ『人骨』研究者集団の利益」『先住民族の10年News』173：5-7.
殿平善彦．2016.「遺骨と謝罪」『人権と部落問題』881：27-34.
常本照樹．2011.「アイヌ民族と『日本型』先住民族政策」『学術の動向』16（9）：79-82.
――――．2013.「U7 Interview FILE 108　常本照樹」『U7』53：10-19.
植木哲也．2008.『学問の暴力――アイヌ墓地はなぜあばかれたか』春秋社.
――――．2016.「アイヌ民族の遺骨を欲しがる研究者」北大開示文書研究会編著『アイヌの遺骨はコタンの土へ――北大に対する遺骨返還請求と先住権』緑風出版：102-117.